

# 土木学会 水工学委員会 基礎水理部会 内規

平成 30 年 4 月 1 日（制定）

平成 30 年 10 月 21 日（一部修正）

## （組織上の位置づけ）

第 1 条 基礎水理部会（以下部会という）は、土木学会水工学委員会（以下水工学委員会といふ）が設けた部会の一つであり、水工学委員会の基本方針やその定めるところに従って活動する。

## （基礎水理部会の基本理念と目的）

第 2 条 部会では、基礎水理学の基本理念を次のように定める。

### 2.1 基礎水理部会設立時の基本理念（1988 年、池田駿介部会長のときの理念）

基礎水理部会は、環境・河川・海岸・大気といった具体的な対象について応用研究を行うのではなく、水理学そのものの発展と体系化を目指して活動を行う。

### 2.2 基礎水理部会の基本理念の再定義

近年の水工学を取り巻く情勢を考慮して、基礎水理部会の基本理念を次のように再定義する。

「水工学およびその応用分野に対し、その根底にある水流に関わる力学としての水理学を軸足としたアプローチを行い、現象の深い理解を目指すとともに、これを通じて現代の多様なニーズに即した水工学の新たな体系化を目指す。」

### 2.3 基礎水理部会の目的

#### 2.1 および 2.2 を踏まえ、基礎水理部会の目的を次のように定める。

「近年、水工学分野の研究は、地球規模の気候変化、社会情勢の変化、またこれらに伴う社会からの要求の多様化を受けて、その対象とする範囲を急速に広めつつある。このような変化の中で、往々にして個々の事象の表面的な特性やケーススタディ等、応用面、実用面に重きを置いた研究が重視されがちである。しかしながら、現象に潜むメカニズムをおろそかにすれば、学問の体系に綻びをきたし、研究の発展性は失われるであろう。水工学分野において最も重要な基盤となる学理は水理学であることに疑いの余地は無く、これは水流に関わる力学を体系化する物理学の一分野と位置付けられる。基礎水理部会は、水工学に関わる研究分野の拡大や多様化を支持しつつも、その根底にある基礎力学は最も重視されるべきであるという共通認識のもと、研究の軸足を常に水理学に置き、現象の深い理解を目指す。これらの活動を通じ、水理学という共通軸のもとで現代の多様なニーズに即した水工学の新たな体系化を試みる。さらに、これらの活動を次世代に繋げていくため、若手研究者の育成を推進する。」

#### (活動内容)

第3条 部会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 基礎水理学ならびにこれに関連する問題の研究、調査
- (2) 講演会、講習会、研究集会、見学会等の開催
- (3) メーリングリストやWebページなどを通じた基礎水理学に関する情報の交換
- (4) 基礎水理学に関する国内および国外の学協会関係機関との研究連絡
- (5) 基礎水理学に関する刊行物発刊の企画編集等
- (6) その他、目的達成のために必要な事項

#### (委員構成)

第4条 部会の構成は、水工学委員会内規に従うものとする。水工学委員会内規に定めのない場合、次の原則に従うものとする。

- 4.1 部会長は、部会委員の中から次期部会長候補者を部会に提案し、審議を経た後、水工学委員長に推薦する。
- 4.2 部会委員は、土木学会会員であり、任期は2年とする。また、再任は妨げない。
- 4.3 部会委員の定員は原則30名とする。その構成は地域・専門分野・産官学のバランス、年齢構成に配慮して部会長が部会委員案を作成し、部会での審議を経た後、水工学委員長に推薦する。水工学委員長の指名に基づき、部会長は部会委員の委嘱を行う。
- 4.4 学生は部会委員としない。
- 4.5 必要があるときは、副部会長を最大2名、幹事を最大2名置くことができる。副部会長は部会長を補佐し、部会長に協力して部会の運営を担い、部会長に事故のある時は、部会長の職務を代行する責務を負う。幹事は各種事務手続きや技術的な面（web管理等）について支援を行うとともに、部会運営についても適切な助言を行う。
- 4.6 任期半ばで委員が交代する時は、後任委員の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。
- 4.7 部会には委員以外にアドバイザーの参加を認める、アドバイザーの権限は、部会長、副部会長、幹事となる権利を有しない点以外は部会員と同一とする。このアドバイザー対象者は、元基礎水理部会委員や部会活動に興味がある研究者・技術者であり、土木学会会員であり、部会長が承認した者とする。なお、アドバイザーは部会員の定員に含めない。
- 4.8 部会長経験者、部会長の年齢に達した部会員（あるいはおおむね50歳前後）については、アドバイザー候補者とするが、アドバイザー移行への判断は本人の意向に委ねる。

#### (ワーキンググループ活動)

第5条 第2条の目的や第3条の活動内容の事項を達成するために、必要に応じて、部会委員の一人が代表となるワーキンググループ（以下、WGと呼ぶ）を設ける。WGの設置は部会に図り、審議の後、承認される。

第6条 WGは、設置目的に照らして適切と判断されるメンバーから構成されるものとし、そのメンバーは部会委員以外もしくは土木学会委員以外や学生でも可とする。

第7条 各WGは、部会において活動計画・状況を適宜説明する。WGの活動継続の必要性については、長くとも2年程度毎に見直すものとし、部会における各WG代表からの報告に基づき、部会における審議を経て判断される。

(活動報告)

第8条 部会長は、水工学委員会内規に従い、水工学委員会委員長の要請により部会の活動状況を水工学委員会に報告することとする。

(審議)

第9条 審議は、部会において議論を行うとともに、マーリングリスト上での議論により行うことができるものとする。

(マーリングリスト)

第10条 基礎水理部会マーリングリストは部会委員とアドバイザーからなるものとする。

(事務局)

第11条 部会を運営するにあたり土木学会事務局の支援を要請することができる。

(内規の変更)

第12条 本内規の改正は、部会の承認により行い、水工学委員会に報告する、

以上